

京都市告示第462号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

平成25年2月28日

京都市長 門川大作

1 土地の所在地

京都市伏見区横大路下三栖里ノ内1番、2番、4番、5番、18番2、20番3、23番2及び26番1 以上の地番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境指導課)